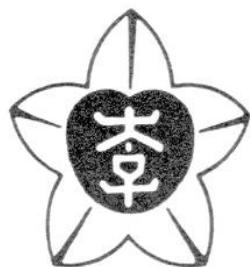


平成26年4月26日

P. T. A. 規約



大阪市立太子橋小学校 P T A

P T A規約前文

未来をになうものは児童である。児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、良い環境のなかで育てられなければならない。

保護者と教職員は、子ども自身が自分の受ける教育について十分な判断を下せない以上、子どもの内面を深く洞察し、その将来について責任を持たねばならない。

そのために保護者と教職員は、子どもの学習権を保障するための権利を有し、義務を負う。

保護者は「わが子ひとり」から「子ども全体」へと視野を拡大し、わが子の人間的成长と人生の幸福が、ともに学ぶすべての子ども達を通して実現されることを認識して、子ども全体の教育を考える方向で、保護者の責務を果たさなければならない。

その視点に立って、保護者と教職員が子どもの教育について協力し合うための組織が、P. T. A. (保護者と教職員の会) である。

憲法第26条及び教育基本法の精神に則り、保護者と教職員がよりよい教育の実現をめざして、お互いに研鑽し合い、地域社会にも協力を求めながら必要な行動をおこすために、この会は存在する。

規 約

第1章 名 称

第 1 条 この会は、大阪市立太子橋小学校P. T. A.（以下本会という）という。

②事務所を大阪市立太子橋小学校におく。

第2章 目 的

第 2 条 本会は保護者と教職員が協力して、児童の健全な成長をはかるために次の事柄を行うことを目的とする。

- 第 3 条
1. 教育を本旨とする民主団体として、民主教育に対する理解を深め、これを増進するために、保護者と教職員は協力する。
 2. 家庭、学校及び社会における児童の福祉と、心身の健全な発達を増進するため、環境の整備、改善に努める。
 3. 民主社会における市民の権利と義務に関する理解を促進するために、成人教育を行う。
 4. 公共団体の適正な教育予算の充実をはかるために努力する。
 5. 児童の福祉に関する法律の実施に努め、さらに新しい適正な法律をつくることに努力する。

第3章 活動の方針

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。

2. 本会は民主的に運営する。
2. 選挙管理委員会、指名委員会及び会計監査委員会を除く他のP. T. A.活動は公開を原則とする。但し、傍聴者は議長が認めた場合の他は、発言することはできない。
3. 本会は前章の目的達成のために、地域社会と協力する。
4. 本会は前章の目的達成のために、必要があれば他の団体と協力する。
5. 本会は営利を目的とした活動は行わない。
6. 本会又は本会の役員の名において、公私の選挙の候補者を推薦しない。
7. 本会又は本会の役員の名において、特定の政党、宗教の利益に加担しない。
8. 本会は自主独立の組織であって、他のいかなる、権力の介入、団体の支配、干渉及び統制も受けない。
9. 本会は学校管理職員及び教育委員会と教育の問題について話し合うが、直接、学校の管理及び教職員の人事には干渉しない。
10. 保護者は教職員と教育について話し合うが、学校の教育方針については干

渉しない。

第4章 会 員

第4条 本会の会員となることができるものは、太子橋小学校に在籍する児童の保護者及び太子橋小学校に勤務する教職員とする。

第5条 本会の活動に関して、会員はすべて平等の権利を有し、義務を負う。

第6条 会員は第10条の規約により、会費を納入する義務を負う。

第5章 経 理

第7条 本会の経理は会員の会費をもってあてる。

②会費の額及び徴収方法について、前年度と異なる扱いをする場合は、総会で決定する。

第8条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。

第9条 本会の資産は、すべて第2章にあげた以外の目的のために支出又は使用してはならない。

第10条 本会の会員は世帯単位とし、一世帯につき、月額 600 円とする。但し、実行委員会の承認を得た場合については、会費を免除又は減額することができる。

第11条 本会の経理は、会計監査を経て、総会において会員に報告されなければならない。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日からはじまり、翌年の3月末日に終わる。

第6章 役 員

第13条 本会は次の役員をおく。

1. 会 長	1名	保護者
2. 副 会 長	若干名	保護者
3. 書 記	2名	保護者 教職員
4. 会 計	1名	保護者

第14条 役員は他の役員又は会計監査委員長もしくは会計監査委員を兼ねることができない。

②役員の任期は、5月1日よりはじまり、翌年の4月末日までとする。

③何人も、3回以上、同一の役職に選出されてはならない。

④前項の規定に反しない限り、役員は引続いて、他の役員に選出することができる。

⑤会長に欠員が生じたときは、副会長の中より1名が就任する。

⑥会長以外の役員に欠員が生じたときは、実行委員会がその構成員中より、互選により補充する。

⑦補充のために選出された役員の任期は、前任者の残存期間とし、その年度にお

ける新旧役職在任の長い方をもって第3項における1回の選出とする。

⑧公選による公聴者は、役員になることができない。

第15条 役員は、本会の目的及び方針に従い、次の任務を行う。

1. 会長は本会を代表し、総会、全体会及び実行委員会を招集する。
2. 会長は、実行委員会を代表して、実行委員会より出された議案を総会又は全体会に提案し、一般活動その他について会員に報告する。
3. 会長は本会の資産を管理する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
5. 書記は総会、全体会及び実行委員会の議事録を作成し、保管する。なお、本会の活動に関する書類の整理、保管を行い、議事録等は会員の要請があれば閲覧に供する。
6. 会計は、総会が議決した予算に基づいた会計事務を行う。
なお、会計簿を保管し、会計監査をうけ、総会において会員に決算報告を行う。
会計簿は会員の要請があれば閲覧に供する。
7. 役員は、総会及び全体会の議決事項、その他の会務を誠実に執行する義務を負う。
8. 役員は、各常置委員会及び各特別委員会に出席して意見を述べることができる。
9. 本会に、顧問・相談役を若干名おくことができる。顧問・相談役は、会長・副会長を補佐、代行できるものとし、実行委員会の承認を得て、会長が委嘱する。

第7章 役員の選出

第16条 役員の選出方法は公募制とし、自薦、他薦を問わない。なお、それに関する事務は、選挙管理委員会が行う。

②第1項において役員の定数に満たない役職が生じた場合は、後日、指名委員会が指名を行う。

③役員選出の細目については、別に規定を定める。

第8章 会計監査委員会

第17条 本会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。

②会計監査委員会には、委員長の他、2名の委員を置く。

第18条 会計監査委員長選出の細目については、別に規定を定める。

②会計監査委員長は、他の2名の委員を選任する。

③会計監査委員長に欠員を生じたときは、2名の委員中より1名が就任する。

④会計監査委員長は実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第19条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、総会において全会員にその結果を報告しなければならない。

第20条 会計監査委員長及び委員の任期は5月1日より始まり、翌年の4月末日までとする。

②何人も、3回以上、会計監査委員長の職に選出されてはならない。

第9章 総 会

第21条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

②議長及び副議長は、議案の提案者以外の会員中より選出する。

第22条 会長は次の各号については、総会の議決を経なければならない。

1. 新年度の行事計画案及び予算案
2. 決算
3. その他の重要事項

第23条 次の各号については、総会の議決を経なければならない。

1. 役員選出に関する規定11条における役員の選出
2. 会費の額及び徴収方法の変更
3. 特別委員会の設置及び改廃
4. 規約改正
5. その他の重要事項

第24条 次の各号については、総会において、会員に報告しなければならない。

1. 会計監査報告
2. 行事報告
3. 各常置委員会及び各特別委員会の正副委員長名
4. その他の事項

第25条 総会は、全会員の5分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。但し、委任状は定足数に算入する。

②議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第26条 全会員の10分の1以上の要求があったとき、及び実行委員会が必要と認めたときは、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。

②総会は、年間2回以上開催する。

第27条 会長は、すくなくとも総会の開かれる日の1週間前までに、全会員に対して、

総会開催についての通知をしなければならない。

②会長は、すくなくとも、総会の開かれる日の3日前までに、総会に提案される新年度の行事計画案及び予算案の全会員に対する事前配布をしなければならない。

③行事報告書及び決算報告書の事前配布については、前項の規定を準用する。

第10章 全 体 会

第28条 全体会は、総会に次ぐ議決機関であり、全会員をもって構成する。

②議長及び副議長は、議案の提案者以外の会員中より選出する。

③全体会は、議決機関であるとともに、会員相互の自由な討議の場として使用することができる。

第29条 全体会は、第23条の各号以外のことについて議決するが、すでに総会で議決された事項については、改廃することができない。

②予算をともなう行事については、議決をすることができない。

第30条 全体会の議決事項が次の総会において否決された場合には、その議決事項はその時点において効力を失う。

第31条 全体会は、全会員の10分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。但し、委任状は定足数に算入する。

②議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条 自由な討議のみの全体会の開催の場合には、前条の規定を省略する。

第33条 全会員の20分の1以上の要求があったとき、及び実行委員会が必要と認めたとき会長は、すみやかに全体会を招集しなければならない。

②全体会は、適宜開催する。

第11章 実行委員会

第34条 実行委員会は、役員、各常置委員会正副委員長、各特別委員会正副委員長、校長、教頭、教職員代表1名をもって構成する。

第35条 実行委員会は、次の任務を行う。

1. 新年度の行事計画及び予算案の作成
2. 総会、全体会へ提案する議案の作成
3. 総会、全体会における議決事項の執行
4. 選挙管理委員会及び指名委員会並びに会計監査委員会以外の本会の活動の点検及び調整
5. 本規約に疑義を生じた場合は、本会の目的に照らし、民主主義の原則に基づいて解釈を行う。但し、総会において、その解釈が変更された場合には、その時点において実行委員会の解釈は効力を失う。
6. 本会の目的に基づいた行事計画と活動の推進
7. その他の重要事項の審議

第36条 実行委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

②議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

ころによる。

第37条 会長及び実行委員の3分の1以上が必要と認めたときは、会長はすみやかに実行委員会を招集しなければならない。

②実行委員会は、原則として毎月1回以上開催する。なお、会長は、すくなくとも3日前までに開催についての連絡を構成員にするものとする。

第12章 常置委員会

第38条 本会は、次の常置委員会を置く。

1. 広報委員会
2. 学級委員会
3. 地域委員会
4. 成人教育委員会
5. 給食委員会
6. 保健委員会

第38条の2 本会は、次の特別常置委員会を置くことができる。

1. 総務委員会
- ② 総務委員会の構成委員は、役員・実行委員の経験者で、PTA行事および地域行事に精通したものとし、行事開催に伴って、委員長の召集で適宜活動を行う。但し、組織統括上の便宜をはかるため、正副委員長を各1名定めることとする。その他の規約については、常置委員会に準ずる。
- ③ 総務委員会の任務は次の通りである。
1. 役員を補佐し、役員に事故があるときはその職務を代行する。
 2. 本会との連携機関及び関連機関に対し、対外的な活動の推進につとめる。

第39条 各常置委員会の委員は公募制とし、委員長1名、副委員長1名を互選により選出する。但し、委員長は、若干の委員を会員中より委嘱することができる。

②前項の公募制に関する事務は、役員が行う。

③教職員は、各常置委員会の委員になる。

④学級委員会は、必要に応じ学年代表を定めることができる。

⑤地域委員会は、必要に応じ地区代表を定めることができる。

第40条 各常置委員会の委員長に欠員が生じたときは、副委員長がその職に就任する。

その場合、その委員会において、副委員長を互選して補充する。

②副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

③各常置委員会相互間において、正副委員長及び委員は、他の委員会の正副委員長及び委員を兼ねることができない。

第41条 各常置委員会は、構成員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開くことが

できない。

②議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第42条 各常置委員会は年度はじめにおいて、その委員会の年間行事計画案と予算案を、実行委員会に提出しなければならない。

②各常置委員会は、その委員会の行事の計画、実施について、実行委員会にはからねばならない。

第43条 校長は、各常置委員会に出席して、意見を述べることができる。

第44条 広報委員会の任務は次の通りである。

1. 会員に対し、情報を伝達する。
2. 地域社会に対し、本会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようにつとめる。
3. 本会と同じ目的をもつ団体又は機関との連携をはかる。
4. 会員に対し、新聞を発行する。

第45条 学級委員会の任務は次の通りである。

1. 保護者と教職員との最も基本的な話し合いの場とし、あらゆるPTA活動の基盤となるようにつとめる。
2. 保護者と教職員及び保護者相互は、子どもの教育について協力をより深く考え、その効果を上げるために連絡を密にし、あわせて親睦もはかるようにつとめる。なお、そのために、必要に応じて学級集会、学年集会を開く。

第46条 地域委員会の任務は、次の通りである。

1. 子どもの家庭生活、社会生活の保護、善導につとめる。
2. 地域における会員相互の連絡と親睦をはかり、学校との連絡につとめる。
3. 地域における子どもの交通安全及び環境の浄化につとめ、会員の意識を高める。
4. 地域社会に対し、この会の意義や活動状況を知らせ、この会に対する認識と理解を深め、進んで協力を得るようにつとめる。

第47条 成人教育委員会の任務は、次の通りである。

1. 会員の教養と知識技能を深め、子どもの教育について、深く考え行動できるように、学習活動を推進する。
2. 地域の社会教育を盛んにすることに協力する。

第48条 給食委員会の任務は、次の通りである。

1. 学校給食が十分効果をあげるようにつとめる。
2. 食生活の合理的な改善につとめる。

第49条 保健委員会の任務は、次の通りである。

1. 子ども及び会員相互の健康増進につとめる。

2. 会員の保健衛生に関する理解を深める。
3. 学校の保健教育に協力する。

第13章 特別委員会

第50条 本会の特定の目的を遂行するために、総会の議決に基づいて特別委員会を設けることができる。

②特別委員会の組織、機構等を改める場合は、総会の議決を経なければならない。

第51条 各特別委員会の委員は公募制とし、委員長1名、副委員長1名を互選により選出する。但し、委員長は、若干の委員を会員中より委嘱することができる。

②教職員は、若干名特別委員会の委員になることができる。

第52条 各特別委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

②議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第53条 各特別委員会は、年度はじめにおいて、その委員会の年間行事計画案と予算案を実行委員会に提出しなければならない。

②各特別委員会は、その委員会の行事の計画、実施について、実行委員会にはからねばならない。

第54条 各特別委員会は、その任務を終わると、総会の議決を経た後、解散する。

第55条 各特別委員会の目的、任務等については、別に規定を定める。

第56条 校長は、各特別委員会に出席して、意見をのべることができる。

第14章 表彰・慶弔

第57条 表彰及び慶弔については、別に規定を定めることができる。

第15章 改正

第58条 第16条第3項、第55条の規定を含め、この規約は、総会において、出席会員の3分の2以上の賛成によって、改正することができる。なお、改正案は、すくなくとも総会の開かれる日の1週間前までに、全会員に対してその内容を知らせなければならない。

附 則

- 第1条 この規約は、昭和52年2月20日より実施する。
- 第2条 昭和62年4月25日に第10条を一部改正。
- 第3条 平成11年4月26日に一部改正。
- 第4条 平成13年4月24日に第10条を一部改正。
- 第5条 平成16年4月27日に一部改正。
- 第6条 平成21年1月20日に第13条を一部改正。
- 第7条 平成21年1月20日に第38条の2を追加。
- 第8条 平成25年7月25日に第15条の9を追加。